

平成27年度（2015年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回連携推進委員会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成27年度（2015年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回連携推進委員会」
議事次第

日 時：平成27年7月22日（水）14:00～15:49

場 所：外務省7階南761国際会議室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) グローバルフェスタJAPAN2015出展者募集のご案内
- (2) 「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言について
- (3) 第3回開発資金国際会議（FfD）に関する報告
- (4) H27年度日本NGO連携無償資金協力について
- (5) ODAを活用した企業の海外展開支援セミナー報告

3. 協議事項

「NGOとODAの連携に関する中期計画～協働のため5年間の方向性～」の実施・モニタリングに関する提案

4. 閉会挨拶

○北川（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

皆様、本日は、お忙しいところ、また、暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。時間が参りましたので、本年度のNGO・外務省定期協議会「第1回連携推進委員会」を始めさせていただきます。

本日、私、外務省国際協力局民間援助連携室の北川と、本連携推進委員会の委員も務めておられます、ジャパン・プラットフォーム、NGOユニット副代表幹事の山本さん、我々2名で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に3点、いつものことでございますけれども、注意事項を申し上げます。

第1に、本日の議事録は逐語にて作成して、追って外務省のホームページに掲載されます。あらかじめ御了承をお願いいたします。

第2に、発言者、御発言いただく前に御所属とお名前をおっしゃっていただいて発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、発言はできるだけ簡潔にお願いいたします。

なお、本日、あいにく政務の都合がつかず欠席となりましたことを、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、外務省を代表いたしまして、NGO担当大使も務めておられます、岡庭国際協力局審議官のほうから、冒頭の御挨拶をお願いいたします。

岡庭大使、よろしくお願いいたします。

○岡庭（外務省 国際協力局 審議官/NGO担当大使）

NGO担当大使をしております、岡庭と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、平成27年度のNGO・外務省定期協議会「第1回連携推進委員会」に御出席いただき、ありがとうございます。

先月、「全体会議」をやりまして、さらに先週「第1回ODA政策協議会」を開催して、今週は、この連携推進委員会ということで、非常にタイミングよく3つの会合を開いてこられたことを嬉しく思います。

本日の会議においては、いろいろな議題はありますが、まず、報告事項としては、グローバルフェスタJAPAN2015について説明を申し上げます。

今年は、会場が変更になり、お台場のほうでやりますけれども、詳細を政策課の藤田企画官から説明をいたします。

それから「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言について、これは、先般のシリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて、我々も今、全世界における在外邦人の安全対策の強化に力を入れております。

これは、やはり、我々としては、海外で活躍されるNGOの方々についても、非常に重要な課題だと思っております。本日、この提言について報告をして、さらに意見交換をしたいと思っておりますので、お願いいたします。

3つ目の議題、第3回開発資金国際会議に関する報告ですが、これは、我々も城内外務副大臣が参加をして、無事終了したということですが、今後、9月の国連サミットでは、ポスト2015年の開発課題を議論する予定で、その議論に向けた重要なインプットとなる、この開発資金国際会議については、政府、外務省のみならず、参加されたNGOの方からも報告をいただくということで、それぞれ違った立場から今回の会議について報告を受けられるということで期待しております。

4番目は、平成27年度のNGO連携無償資金協力について説明をしたいと思います。

5番目、ODAを活用した企業の海外展開支援セミナーの報告について、JICAとNGOの方から報告をしていただくことを予定しております。

続いて、協議事項としては、NGOとODAの連携に関する中期計画、この実施に向けた協議をしたいと思います。

これは、5年間の中期計画なので、実施をかなり多岐にわたる事項について、実施をして、それを毎年1回モニタリングするという事なので、これは、我々としても、外務省といたしましても、NGOの方々と、まさに共同作業、共同して、やはり、毎年成果を着実に出していきたくて思っておりますので、具体的な進め方について、ぜひ、議論させていただき、実施を加速したいと思っておりますので、お願いいたします。

簡単ですが、私からは、以上、挨拶とさせていただきます。

○北川（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

岡庭大使、どうもありがとうございました。

それでは、早速、報告事項ということで、グローバルフェスタJAPAN2015出展者募集の御案内ということで、国際協力局政策課の藤田企画官兼首席事務官から報告させていただきます。藤田企画官、どうぞ、よろしく願いいたします。

○藤田（外務省 国際協力局 政策課 企画官兼首席事務官）

国際協力局政策課の藤田です。よろしくお願いいたします。

毎年やっております、グローバルフェスタですが、今年は、10月の3日と4日、いつもの日比谷公園ではなく、お台場のセンタープロムナードで行います。

現在、NGOの皆様に、出展をお願いしております。新しい、今度のグローバルフェスタについて、ホームページも立ち上がりまして、GF JAPAN2015というのも立ち上がっておりますが、そこで、NGOの皆さんに出展をしていただきたいという申し込みのフォームを掲載しております。既に始まっておりますが、締め切りが7月27日まで、出展申込となっておりますので、NGOの多くの方に出展いただければと思っております。締め切りが27日で、その後、8月5日出展者の説明会等を行う予定にしております。

加えて、今度のグローバルフェスタでも、写真展というのをやろうと思っております。去年もやっておりますが、今年も開発途上国での活動の様子等についての写真展を行お

うとしております。今月の下旬ごろから来月いっぱいにかけて募集をしようと思っております。賞をとられると、表彰式に出させていただいたり、あるいは協賛企業からの賞品などもありますので、NGOの皆様からも、ぜひ、写真展のほうにも参加していただければと思います。

いずれにしろ、会場がお台場が変わりますので、多くの皆さんに参加いただきたいと思っておりますので、皆様方におかれても、ぜひ参加に加えて、多くの人に声かけをしていただければと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

私のほうからは、以上です。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

ありがとうございました。以上の点について、NGO側から質問、コメント等ありますでしょうか。では、この議題は、これにて終了ということで、次に移りたいと思います。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

藤田企画官、どうもありがとうございました。

続きまして「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言について、領事局海外邦人安全課の松代首席事務官から報告していただきます。松代首席、どうぞ、よろしくお願い致します。

○松代（外務省 領事局 海外邦人安全課 首席事務官）

領事局海外邦人安全課、松代と申します。よろしくお願い致します。

本日は、提言を御紹介する機会をいただきましてありがとうございます。

先ほど、言及もありましたが、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けまして、岸田外務大臣の指示で、中根外務大臣政務官を座長とする、「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」、これを2月3日に立ち上げて、それ以降、領事局のみならず、国際協力局を初め、省内幅広い部局の参加を得ながら、11回の会合を重ねて検討を進めました。このうち、2回は、民間の有識者の方との意見交換も実施しました。

その結果としまして、5月26日に具体的な提言を取りまとめて公表した次第です。

お手元のほうに、取りまとめました提言本体をお配りしておりますので、こちらも御参照いただければと思っております。

提言のポイントについて簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。開きますと、目次がありますので、それも見ながらということだけでいただければと思っておりますが、「過去10年の取り組み」については省略いたします。適宜、本文を参照願います。

まず、基本認識ですけれども、昨今のテロ情勢を踏まえれば、今後の海外邦人安全対策というのは、3つの点に焦点を当てる必要があると考えております。

すなわち、1つ目として、日本人がテロ事件に巻き込まれるおそれがあるだけでなく、

テロの標的とされるおそれがあるということ。

2つ目は、海外に在住している在留邦人のみならず、旅行者もテロの被害者となる可能性があるということ。

3つ目に、中東、北アフリカのみならず、先進国を含む世界各国でテロが起こり得るという点です。

短期的措置につきましては、検討チーム立ち上げ直後に、「直ちにとりかかるべき施策」として5点の短期的措置を発表し、それらの諸点については、検討チームでの議論と並行しながら導入、実施を進めてきた次第です。その実施状況の詳細につきましては、提言に記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

検討チームで議論してきました主眼であります、今後の導入すべき中長期的施策につきましては、先ほど述べました基本認識に沿って検討チームとして議論を重ねてきた事項を5つの重点分野に整理して記述しております。

以下、本日、皆さんの御関心があると思われる開発協力関係者との連携強化に絞って簡単に説明させていただきます。

その他の施策については、提言本文に詳細に記述してありますので、適宜御参照いただければと思います。

本文の6ページに、「1. 体制整備」とありますが、これは、海外に在住、渡航する日本人との間で、いかに切れ目のないコンタクトを確保して、また、在外公館として、いかに邦人の安全対策により密に、深く関与していくかという観点からの体制整備です。

特に、「開発協力関係者との連携強化」につきましては、本文9ページの「体制整備」の中の(9)に言及がございます。

具体的には、次のような措置を進めていくとしております。

まず、在外公館とJICA事務所が、開発協力を携わる日本企業やNGOの間でも関係者の所在、連絡先の確認、これらを綿密に行って、緊急時の連絡体制の一層の整備に努める。

また、2点目ですけれども、関係者が必要な情報を得られるよう、在外公館やJICAからの治安情報等の発信を強化して、現地だけではなく、本邦においても関係者との連携のさらなる強化を図る。

さらに、被援助国政府に対して、開発協力現場の警備等の協力を依頼していくなどとしております。

NGO関係者の安全につきましても、万全を期すことが必要との認識から、在外公館とJICA在外事務所とが一体となって、緊密な連携をとりながら必要な措置を強化していくこととなります。

外務省としましては、今回の提言に盛り込まれている施策を確実に実施していくということで、今後の海外邦人安全対策の強化にしっかり取り組んでいきたいと考えている次第です。

しかしながら、政府の取り組みだけでは、この作業は完結しません。実際に、海外に渡

航・滞在して活動を行うNGOの方々の側でも、より、これまで以上に意識を高めて、自ら対策をとるようになっていただかないと、この作業は、道半ばで終わってしまうと考えます。海外における安全対策という作業は、政府、NGOともに取り組んでいくべき課題、作業だと考える次第です。

NGOの皆様におかれましては、今後、さまざまな場面で御協力を賜ることがあるかと思いますが、引き続き、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

松代首席、どうもありがとうございました。本件に関連しまして、民間援助連携室の関室長から、補足、コメントがございましたら、お願ひいたします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

外務省の民間援助連携室長になりました、関と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

今、領事局の方から説明がございましたけれども、今年の1月のシリアにおける邦人殺害テロ事件の発生を機として、NGOの皆様を含む、海外に滞在する邦人の安全対策、政府を挙げて取り組んでいくための提言が、先ほど取りまとめられて、御報告させていただいた次第です。

先月のNGO・外務省定期協議会「全体会議」で発表されました、NGOとODAの連携に関する中期計画の中でもNGOの皆様が海外で活動される際の安全対策面の強化について、外務省とNGOの間で協議、連携していくことが盛り込まれております。

こうした動きを踏まえまして、外務省としましては、日本の国際協力NGOによる政府資金を活用した緊急人道支援事業、そして、社会経済開発事業の実施に当たっても、これまで以上にNGOの邦人のスタッフの皆様が、事件、事故に巻き込まれる危険性を回避していくための事前の安全対策が重要であると認識を新たにしております。

その一環として、外務省の渡航情報で、いわゆる「退避勧告」発出地域はもとより、いわゆる「渡航延期勧告」発出地域で実施される事業のうち、邦人スタッフが当該地域に出張することが予定されているものにつきましては、事業実施に当たり、十分な安全対策がとられているかという点につきまして、事前の審査の段階から関連情報の提供、また、協議の場を設けさせていただきたいと考えておまして、既に一部のNGOの方とは具体的に御相談申し上げているところです。

近年、世界各国で民主化の動きやテロリズム、また、国家民族間による対立に起因する紛争等によって、大量の難民や国内避難民が発生し、人道支援ニーズは、依然として高く、NGOの皆様による支援活動の重要性は、私どもも理解しているところでございます。

他方で、皆様の安全確保に最大限努めるということも、私ども外務省の重要な役目でご

ざいます。

これまで以上に安全対策面での協議を行っていくということにつきまして、NGOの皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

関室長、ありがとうございます。今の点について、御報告とコメントについて、NGO側から特段コメント、意見、質問等があれば、お願いします。

定松さん、どうぞ。

●定松（国際協力NGOセンター 事務局長）

国際協力NGOセンター、JANICの定松と申します。外務省の皆さん、御説明、どうもありがとうございました。

NGOの側から、連携推進委員会という場で、NGO側からコメントさせていただくとすれば、もちろん、安全対策に関して、今後、外務省さんとも協議連携を進めていきたいという思いは、これは、全く同じであり、先ほど、関室長から引用していただいたNGOとODAの連携に関する中期計画の中で、ODA事業に係るNGO職員の安全対策のさらなる強化の参考とするために実施した平成26年度NGO研究会、NGOの安全対策に関する国際比較事業の成果も踏まえ、安全対策について検討すると書かせていただいております。

このNGO研究会に関する成果発表があった時に、1つ申し上げたのは、欧米各国政府が、いわゆる安全上の課題を抱える地域への支援においてNGOとの連携に見出している意義は、政府よりもNGOは中立的であるがゆえに、そういった地域にも入っていきやすい、政府ルートでは、なかなか支援の手は届きにくいところでも、NGOを活用することによって、支援を届けやすいという点にあります。USAIDやDFIDは、そういった意義を見出してNGOと連携している側面もあるわけです。日本政府が私たち日本のNGO関係者の安全確保に対して、いろいろ心配してくださる、配慮してくださることに對しては、もちろん感謝申し上げますけれども、今申し上げたNGOとODAの連携の意義という側面も含めて、今後、協議と連携を進めていきたいと思っております。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

定松さん、ありがとうございます。他にNGO側から、堀江さん、どうぞ。

●堀江（難民を助ける会 事務局長）

難民を助ける会の堀江と申します。御説明ありがとうございます。

もちろん、私たちも安全第一というのは全くそのとおりであって、危険を冒すつもりは全くないのですけれども、ただ、現状、いろいろな地域で活動していると、欧米の他の団体あるいは国際機関の国際職員が入っているにもかかわらず、日本人だけが行けない地

域があまりにも多過ぎるなど実感しております。もちろん、安全上の理由で日本人が行けないというふうに外務省さんがおっしゃるのはわかるのですが、ただ、それでは、なかなか現場のほうの感覚として、何でアメリカ人、イギリス人はいるのに、日本人は来られないのだという不信感も生まれているような現状もあります。例えば、南スーダンですとか、シリアですとか、もちろん危険な地域はあって、退避勧告が出ることは仕方がないのですが、それは全土ではなくてもいいはずで、まだら模様で、ここと、ここが行けない、しかし、ここは行けるといような少し段階があってしかるべきかと思っております。

その辺を含めて、今後とも協議させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

堀江さん、ありがとうございます。他にNGO側から意見、コメント等ありますか。よろしいでしょうか。では、外務省さんの方からは、よろしいですか。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、今のNGO側の方からコメントがあった点も踏まえて、いずれにしても協議をしながら、一緒に考えていきたいと思いますという外務省サイドからのメッセージでございますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

松代首席、関室長、どうもありがとうございました。コメントをいただいたNGOの定松さんと堀江さん、どうもありがとうございました。

それでは、3つ目の議題に移らせていただきます。

先週、エチオピアのアディスアベバで開催されました、第3回開発資金国際会議に関する報告について、まず、外務省側から地球規模課題総括課の田村課長から御報告をしていただきます。

田村課長、お願いいたします。

○田村（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 課長）

地球規模課題総括課の田村です。よろしくお願いいたします。

諸般の事情により、私自身は参加できなかったのですが、アディスアベバにおいて開催されました、第3回開発資金国際会議について、御説明させていただきます。

3月の第3回国連防災世界会議、7月の今回のアディスアベバの会議、9月のポスト2015年開発アジェンダサミット、そして、12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議と、国連創設70周年に当たる本年は、開発問題に対する関心が非常に高いと、今年の課題は開発であるということで、ほぼ四半期に一度のペースで、非常に大きな会議が予定されております。

2つ目のハードル、3月の防災会議に続いて、7月の開発資金会議も無事にハードルを乗り越えることができ、コンセンサスで文書を採択し、会議を閉会することができたという

ことで、ほっとしているところでございますが、同時に、今週の月曜日から、また、ポスト2015年開発アジェンダの交渉が再開し、ファイナル・ドラフトが出てまいりましたので、その交渉が、現在、ニューヨークで行われているところでございます。

日本からは、城内外務副大臣に御出席いただきました。城内副大臣は、プレナリーでのスピーチ、また、アディスアベバ行動計画の交渉、二国間会談、サイドイベント等出席していただきましたし、また、今回は、後ほど、稲葉さんの方からお話があると思いますが、城内副大臣とNGOの方々との意見交換の場ということも設定させていただくことができました。

FfDに向けても、また、防災会議に向けても、そして、これからポスト2015に向けてもNGOの方々との意見交換を何度かやってきましたけれども、今回、副大臣ともアレンジすることができたということで、我々としても大変良かったなと思っているところでございます。

開発資金会議の本体の方であります。皆様御存じのとおり、2002年のモンレーの第1回会議、2008年のドーハでの第2回会議と、続いて第3回の開発資金会議ということで、今年には特にポスト2015年開発アジェンダに直結するということが、大変大きな関心があったのではないかと思います。

交渉の方も、年が明けてからずっと行われてまいりましたが、最後の最後まで実質的に交渉が行われて、15日に実質合意され、16日、一応、無事に採択されたということで、防災会議の時のように、最終日の真夜中までやったわけではないのですけれども、交渉は非常に厳しいものでございましたが、コンセンサスということで、全ての国が参加する合意文書ができました。

合意文書の方ですが、開発における一義的な責任は、やはり各国がしっかり持つのであるということ前提とした上で、それを国際的な環境が支えるということ。また、第1回のモンレーでの会議以降の国際社会、経済社会状況の変化ということをしかり踏まえて、例えば、民間資金の重要性であったり、また、政府のみならず、さまざまなステークホルダーの方々と一緒に開発問題に取り組んでいくということが確認されたのは、大変良かったかと思えます。

各国の一義的責任に戻りますが、国内リソースの重要性は、モンレーの時から認識されたわけですが、そこについても、しっかり再認識されるというような文章になっていったのは良かったのかなと思えます。

また、LDCであったり、小島嶼国、内陸国、アフリカ諸国といった特殊な事情にある、特に脆弱な事情にある国の状況、また、中所得国といったところも、特別なチャレンジに直面しているのであるといった、いろいろな意味で、南北二分論ではない国際社会に、いろいろな問題を抱えている、いろいろな国があって、また、グループの人々がいて、そこに手当てしていかなければいけないのであるということ、しっかり合意文書の中で認識できたのは良かったのかなと思えます。

この文書も、恐らくポスト2015年開発アジェンダに向けた大きな貢献の一つとなって、

これから、9月のサミットに向けて交渉が続くというところでございますが、引き続き、NGOの方々の御意見も伺いつつ、また、意思疎通をしっかりと取りながら交渉等を望んでいきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上です。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

田村課長、ありがとうございました。

それでは、NGO側から、「動く→動かす」の稲場さんの方から御報告をお願いします。

発表資料が、別途後から配られているようなのですが、お手元に、もし、後から配られていない方がいたら、手を挙げていただければ、配りに行きます。

では、稲場さん、お願いします。

●稲場（動く→動かす 事務局長/連携推進委員）

では、お手元に資料があるという前提で、お話をさせていただきたいと思います。

国連開発資金会議に関しましては、日本のNGOとしては3人が参加しております。

こちらの書類にありますように、セーブ・ザ・チルドレンの大野さん、ACE/市民ネットワーク for TICADの近藤さん、あと、私が「市民ネットワーク for TICAD」と「動く→動かす」ということで、こういうような形でネットワークを代表する形で参加をしました。

まず、最初に外務省に感謝を表明したいと思っております。3点ございます。

私と近藤さんの派遣に関しましては、外務省NGO研究会の「アフリカ開発とNGO」という、この枠組みの海外調査ということで、資金を出させていただきました。これに関しまして、外務省に心より感謝をいたします。

2つ目ですが、先ほど、田村課長の報告からもありましたように、7月13日に城内外務副大臣、15日に鈴木駐エチオピア日本大使、このお二人との会合を行うことができました。

これに関しまして、会合をセットしていただいた外務省及びエチオピアの日本大使館に心より感謝を申し上げます。

3つ目ですけれども、この会合に向けまして、6月25日、第11回のポスト2015に関するNGO外務省意見交換会及び開発資金に関するテーマ別意見交換会と、この2つを開催いたしました。

これに関しまして、御出席、御発言をいただいた大菅参事官からの非常に積極的かつ率直な情報提供、意見表明に心より感謝を申し上げます。

ということで、3点、感謝を表明したいと思います。

その上で、NGOとしての活動に関しまして、以下3つ、1つは「会議に直接関連する取り組み」ということで、NGOというのは、基本的に、こういった会議においては、特に途上国の貧困層、また、脆弱な立場に置かれている人々というところを、なるべく代弁する形で、この会議がそういった人たちに対して、長期的により大きなベネフィットを生むようにと、

そのような立場からこの会議に参加をしております。

そういった立場から政策提言、関係者への働きかけをグローバルなネットワークの文脈でやっております、これに関しましても、グローバルCSOフォーラムというものが、実際にこの会議に向けて作られまして、いろいろ市民社会の参加等についてのロジスティクスや、また、どういうポリシーでやっていくのかと、そういったところについて、いろいろ調整をしておったわけでございます。

日本のNGOにつきましても、そういった流れの文脈の中で、さまざまな論点について、例えば、各国の政府であるとか、あるいは市民社会同士であるとか、そういったところで、討議をしたり、政策提言をしたということでございます。

2点目ですけれども、この会合は、8,000人程度の人が参加をしたということで、非常に大きな会合であったと。それで、非常にたくさんのサイドイベントが開催されました。国連機関であるとか、NGOであるとか、そういったところが、大量のサイドイベントを開催したわけでございます。

私どもとしましては、日本のNGOとして、独自のサイドイベントを開催することはいたしませんでしたが、いろいろな関係のネットワークであるとか、特に、私どもとしては、TICADの文脈でアフリカの市民社会のネットワークとの関係を持っております。

こういったネットワークが、開催をしたサイドイベントに出席をし、総括発言をすることか、あるいはパネルディスカッションへの出演をするというような形で積極的な参加、協力を行ったということです。

3つ目ですけれども、先ほど御報告をしましたように、今回のエチオピアへの派遣というのは、外務省のNGO研究会の枠組みで、これは、基本的にTICADに関するNGOの協力体制というものをどのように作るかということがテーマになっております。

そういったところで、ちょうどアディスアベバで、アフリカ連合委員会がございまして、共催者ということで、TICADの共催者の中で、日本のNGOとして、必ずしも関係づくりが進んでいなかったアフリカ連合委員会に関しまして、TICADを担当しているお二人の方と会談をし、連携を強化したということでございます。

それを踏まえて、会議概要と評価ということで、個別の論点について幾つか申し上げたいと思います。

1つは、エチオピアというところで、さまざまな努力の積み重ねで、こういった合意が形成されたことについては、高く評価をしたいと思います。

2つ目、革新的資金創出という、基本的に金融取引税を初めとする国際連帯税と、グローバルな公的資金創出のためのメカニズム、こういったものを作り出すということについて、必ずしも積極的に明記されなかったということに関しましては、NGOとして残念に思っております。

革新的資金創出自体については、一段落とって書かれてはおるわけですがけれども、これに関しまして、特に公的資金の文脈でどのようなものを作るかということに関しましては、

必ずしも明記をされていないということで、非常に残念に思っております。

これに関して、我が国もメンバーでございます、開発のための革新的資金に関するリーディング・グループ、ここが現在進めております国際連帯税に関する宣言というものにリーディング・グループの各国が署名をするというのがございますが、ぜひ、我が国としても署名をしていただきたいと思いますと思っております。

これに関しましては、城内外務副大臣にも、そのように申し上げ、また、この宣言については、日本語に訳して、城内副大臣にお渡しをしております。

3つ目ですけれども、国内資金動員ということが、今後の戦略ということになって、戦略の大きな柱ということになっておるわけですけれども、これに関しまして、国内資金動員の主軸というのは、やはり、各国の税制の強化というところにあると考えております。

これに関しまして、今回の会議の中で、最後まで大きな問題になったのが、こちらの、現在、国連にある専門家機関、租税分野における国際協力に関する専門家委員会、これを政府間組織に格上げするかどうかという問題が最後まで大きく残っております。

これに関しまして、NGOとしましては、国内資金動員、その主軸である、各国の税制というものについて、しっかり国連の場で、全ての国が参加をして話し合うことができる、そういう政府側の組織として、税制について取り上げる、こういった専門的な会議があるべきではないかということで、この件に関しまして、格上げということを要求しておったわけですけれども、決定がなされなかった部分については、NGOとしては残念と思っております。

これに関しましては、今、設けられている専門家機関を、ある程度改革するということは書かれたと。

もう一つ、これと別に、一部の先進国が、この問題についてフォローアップをするために、アディス・タックス・イニシアティブというものを立ち上げたということで、これによる税制強化への協力というのが、今後どうなるかということについては、注目をしたいと思っております。

4つ目ですけれども、民間投資、官民連携パートナーシップ、こういったところによる開発の促進ということに関しましては、私どもとして、これが、途上国開発を促進する役割ということについては注目をいたしております。

一方で、こういった民間資金の拡大ということに関しまして、特に途上国における人権、環境及び格差拡大というところに関しましては、NGOとして注視をしております。

また、民間資金と対比いたしまして、公的資金につきましては、特に貧困層や低所得国における貧困層、また、社会的脆弱性に直面するコミュニティー、こういったところにおける基礎的な社会サービスの充実、開発の促進というところで、ますます重みを増すと考えておりますので、この点に関しましては、強調したいと思っております。

これらの観点に関しまして、日本政府は、私どもNGOの立場とはかなり異なった立場から、かなり積極的な形で御発言をされたりとか、また、いろいろな政治的な形で動かれるとい

うことをかなり力を入れておやりになったのかなど、この会議におきまして非常に強く感じたところでございます。

こういったところを鑑みますと、やはり、より人間の安全保障というものを重視する立場から、もう少し別の対応もあったのではないかというふうに、私どもとしては考えているところです。

こういったところも含めまして、我が国が、この会議において果たした役割ということにつきましては、日本のNGOとして、より積極的に分析をし、また、評価をしていきたいと考えております。

最後に、こちらの会議に並行しまして、Every Woman Every Child、国際金融ファシリテーターというものが設立をされ、保健分野の資金拠出であるとか、協力というようなところに関して、大きなインパクトがあり得るだろうと言われております。

これに関しましては、この設立について歓迎するとともに、今後、どうなっていくのかということについて、NGOとして注視をしたいと考えております。

最後に、こちらの担当された大菅参事官の後任の方が決まっていらっしゃいましたら、教えていただければと思っております。

以上です。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

稲場さん、御報告ありがとうございました。

他に追加の意見、コメント等あれば、NGO側の方からは、まずは受け付けたいと思いますが、よろしいですか。

では、外務省サイド。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

稲場さん、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

今の稲場さんからの御報告の内容あるいは最後の質問事項について、外務省の方から何かございましたら、水越参事官/NGO担当大使、よろしく申し上げます。

○水越（外務省 国際協力局 参事官/NGO担当大使）

最後の菅参事官の後任という話なのですがすけれども、ちょっとしばらく空席なのですがすけれども、その間、私、水越、これまで主に気候変動交渉などをやっております、引き続きそれもやるのですがすけれども、菅参事官の役割もあわせて行うことになると思いますので、よろしく願いいたします。

●稲場（動く→動かす 事務局長/連携推進委員）

ありがとうございます。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、もし、双方コメントございませんでしたら、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、本年度の日本NGO連携無償資金協力（以下、N連）につきまして、まず、全体についての御報告を関民間援助連携室長から、また、同室の今井課長補佐から事業実施の資金協力を活用するに当たっての留意点等について説明していただきます。

まずは、関室長、お願いいたします。

○関（外務省 民間援助連携室長）

お手元に2枚の資料をお配りしています。1枚は、縦長の「平成27年度日本NGO連携無償資金協力について」、もう一枚が横長の「平成27年度N連無償実施要領と申請の手引き（要点）」というものですが、これに基づいて御説明をさせていただきます。

先ず、平成27年度のN連予算についてであります。これまで年度当初に、その年度のN連予算は幾らあるということは、NGOの皆様によくお話ししたことはなかったと聞いております。今から10年前の平成17年度のN連の予算は12.5億円でしたが、今年度は45億円となりまして、皆様の活動がいかに重要かということを経済政府としても、外務省としても重視した結果として、年々予算が増えてきて、今年度は45億円となっております。N連の申請時期は、一昨年までは、特に締切りの時期を設けていなかったのですが、昨年度、試行的に9月末という申請締切り時期を設けてみたわけです。ただ、それでも年度末への審査作業集中に改善が図られなかったため、本年度は、年2回の申請締切り時期を設けての御案内をさせていただいております。第1回目締切りが7月末として、ここでは新規案件を中心に全体の約6割を想定しています。第2回目締切りは、10月末とさせて頂き、全体の約4割で、主に継続案件が中心となる想定です。

そういった予定でいたところですが、実は、もう既に120件を超える申請の見込みを連絡頂いております。昨年度のN連予算は40.9億円で実施件数は108件でしたが、本年度はもう既に新規案件の申請見込みが80件を超えております。これに継続案件の予定申請額と合わせますと、本年度のN連予算にほぼ達しているという状況です。

本年度の申請の手引きの案内が少し遅れておりまして、皆様に御迷惑をおかけしておりますが、本年度の手引きの変更点も含めまして、この後、当室の今井課長補佐の方から説明させていただきます。また、本27年度のN連の実施要領説明会を、ショートノーティスの御案内になってしまうかもしれませんが、8月20日頃に実施させていただく予定にしておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○今井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

民間援助連携室の今井と申します。よろしくお願いいたします。

今、関室長から説明がありました本年度の応募状況につきまして若干補足をさせていただきたいと思っております。おかげさまで持ちまして、室長が申しましたように、申請の意向表

明をたくさんいただいております。その数は120件を超えているという説明がありましたけれども、これは、正式に申請書が提出されているということではなく、中には、もう提出頂いているケースもございますけれども、7月末に提出しますよという意向表明をたくさんいただいていると、そういう御理解でお願いします。

あとの4割弱は継続案件ですので、それらは、10月末にほぼ自動的に申請書を提出して頂く見込みであるということです。

今後、8月上旬になりましたら、ある程度、どのくらいの積み上げになっているのかがはっきりとわかってくると思います。その結果、場合によっては、事業開始時期を来年度初めに調整して頂くことが可能かといった御相談をさせていただくケースも出てくるかもしれません。そういった折りはよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、本年度の手引きの案内についてでございますけれども、ご案内が遅れていますことを改めてお詫び申し上げます。本年度の会計検査院によるODA実施検査では、NGOの事業に対する検査に例年になく重点が置かれたという状況がございます。

昨年末から半年ぐらいに及ぶ検査の最後の部分が先月下旬にあったということもありますので、その結果なども踏まえて、手引きに反映させる必要がある事項も出てくる可能性があります。

お配りしております、縦長の資料の3番目なのですけれども、今、申しましたように、平成26年度の会計検査におきましては、JICA草の根技術協力が、重点検査対象となりました。本日お越しの皆様の中には、本年度の現地検査に御協力をいただいた団体がいらっしゃるかもしれませんが、検査の内容も結構たくさんありますし、11カ国で現地検査が行われまして、また、5つの団体におかれましては、団体本部での検査にも御協力いただきました。

このように、JICA草の根技術協力が重点的に検査されてきたわけですが、基本的に同じ目的を持ったスキームでありますNGO連携無償資金協力についても、草の根技術協力の検査の補完的な意味合いということではありましたが、N連についても実際の事業内容や経理状況などの検査が行われてきました。そうした状況の中で、検査院の方から特に指摘されておりますのは、単純に言いますと、実際の事業の従事状況に測した経理をしてくださいということです。後ほど、説明いたしますけれども、例えば、人件費の支払いについて、ちゃんとN連の業務に従事した時間数で人件費を払っていますかというところなどに特に関心が高いところでした。

また、旅費の支払い方法などについても結構指摘をされているところもありますので、また、後ほど説明します。

そういった動きもある中で、平成27年度のNGO連携無償資金協力も実際に動き出しておりますし、既申請を提出いただいている団体もあります。申請に向けて、日々御相談等で御連絡をいただいているところですが、本年度N連のこの実施要領と手引きの説明につきましては、先ほど、室長から申しましたように、8月20日頃を目処に一度説明会を行わせていた

だきますが、夏休みの時期でございますし、東京以外で説明会を開催することは少し検討が必要という難しい状況です。そこは、ホームページ等でも御案内いたしますが、個別の御相談はいつでも受けますので、御遠慮なく御連絡をいただければと思っております。

本日、御説明できる所といたしましては、本年度の実施要領ないし申請の手引きの要点といたしましては、やはり、先ほど申しましたけれども、会計検査を常に意識して、N連事業に当たって頂きたいということです。将来、検査の対象になりますと、その時に、かなり細かいところまで検査されますので、外務省においても、JICAにおいても、そして各団体におかれても、準備期間も含め、かなりの時間をとられて検査を受けるということを常に御念頭に置いていただきたいと思いますと思っております。

また、そこでは、事業が終わってすぐというよりも、大体は何年か経って、3年とか4年後に会計検査が入ることが多いわけなのですけれども、N連事業が完了後もちゃんと機能しているか、役に立っているか、ちゃんとフォローアップがなされているかということについては、会計検査の最大の目的・関心事項でありますので、事業のフォローアップにつきましては、在外公館による検査等もありますけれども、おろそかにならないようをお願いいたします。

次に、N連事業における安全対策につきましては、先ほども説明と議論がありましたように、現在の大きなイシューと申しますか、外務省にとりましても、NGOにとりましても、一層の気を遣っていかねばならない事だと思えます。

このことについては、N連におきましては、特に安全対策に配慮すべき案件については、贈与契約書上で1つ条項を設けるようになっております。

これまで贈与契約上では特に明示はされていませんでしたが、今後は、そういった条項に反するようなことがあった場合の措置の適用についての明示もあり得ることですので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

また、先ほど、シリア難民支援につきまして、御意見をいただきましたが、やはり原則としては、シリア国内での活動については不可ということを示させていただき、周辺国においても、やはり最近では、治安に十分注意しなければいけない状況にありますので、安全対策を十分施した上で、かつ、周辺国においてのシリア難民支援に限るということについても明示をさせていただく予定です。

3点目ですが、NGO連携無償は、7つの事業形態を御案内しておりますけれども、その中で緊急人道支援事業というものがございました。

他方、緊急人道支援事業というのは、NGO連携無償の申請・採択手続き上の特性を考えますと、そのネーミングのとおりに対応できないところがあります。というのは、申請をいただいてから採択の決裁をとるプロセスにはどんなに急いでも1カ月以上は要するため、緊急事態の初動の対応にはとても間に合わないという、実態に合わない状態であったと思えます。緊急人道支援に関しましては、ジャパン・プラットフォームをはじめ、それに適合する対応もございますので、N連におきましては、「緊急」のところの部分にとって、復旧

復興段階からの支援事業に対応する事業と、今年度から改訂させていただく予定です。

これは、大規模火災や難民発生から2、3か月が経過して、現地の状況が落ち着きつつあるも、引き続き人道的な支援が必要なケースに対応する事業と御理解いただければと思います。

次に、国際協力における重点課題事業というのがございまして、これは複数年事業を、3年間までできるとか、いろいろ特典のある事業形態であります。これまで、アフリカの事業に対する要件は、「MDGsに資する案件」とであると書かれておりましたところ、MDGsというのは、今年で最終年のため、アフリカに係る要件を、これまでのものからあまり外れないような形で若干の修正をさせていただきます。

それから、5番目の点として、人件費は実績払いが原則を改めて認識していただきたいと存じます。平成22年度だったと思いますけれども、それまで業務日誌に記録された実際の従事時間で人件費をお支払いするということから、当省・NGO双方の事務の軽減を図る主旨で現在のような、あらかじめ人役設定をして、人件費を計上していただき、完了報告用の業務従事日誌の提出は省かれることになりました。

ただし、それは、申請時に設定した人役で人件費を払って良いということではなかったと思います。依然として、働いた実績に基づいて人件費を払っていただくことが原則であり、これについては、今回の会計検査でも結構厳しく指摘されたところです。若干後戻りになるような印象をお持ちになるかも知れませんが、業務日誌を始めとする実際の業務従事時間を証明する証拠書類は必須とご認識いただきたいと思います。

その他、よくご照会を受けるのですが、これは経費として計上できるのか、できないのか、よく分からないというご指摘を受けます。例えば、その他渡航費というところで、ビザをとる時、これはビザのお金だけなのですかとか、写真代はだめなのですかとか、結構細かいところが意外と分からないという御指摘をよくいただきますので、できる、できないの御案内も盛り込むということでございます。

そして、申請書のいろんな様式がございましてけれども、がらっと変わるものはないのですけれども、若干使いやすさとか、説明をもっと加えていただきたいものということで、一部の様式を変更するようなことがございますが、総じて大きく変わることはないと思いますので、引き続き個別の御相談とか協議で対応させていただきたいと思っております。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

関室長と今井課長補佐、ありがとうございました。

では、今回の説明、十分説明をしていただいたと思いますが、それに対して、NGO側からコメント、意見等あればお願いします。

では、今、3人手が挙がったと思うので、では、堀江さんからどうぞ。

●堀江（難民を助ける会 事務局長）

難民を助ける会の堀江です。御説明、どうもありがとうございます。

確認をしたいことが2点ほどあります。今回、手引きの改正ということで、横長の資料なのですが、③の緊急人道支援というのを災害等復旧・復興支援に変えるということで、そうすると、これまで対象だった難民支援とか、あるいは紛争地での支援というのは、何となく外れてしまうような気がするのですけれども、その辺は、どうなのかということが一点。

あと、⑤の人件費については以前の日報みたいなものを復活するというのですが、これは、いつからかということと、また、現地スタッフについても、以前は、現地スタッフは不要だったのですが、今後は、現地スタッフも必要かということを確認したいと思いを質問します。よろしくをお願いします。

○今井（外務省 民間援助連携室 課長補佐）

まず、1点目の御質問でございますが、これは「災害等」と書かせていただいております。これは、もちろん、難民に対する支援も含まれるという御理解でお願いしたいと思っております。難民キャンプの発生直後には対応ができませんけれども、長期化するようなケースで、例えば、季節が変わって越冬に向けての支援とかが、考えられると思います。

次に、人件費のところ、追加的な実績表の提出の必要性のことをお尋ねいただいたと思いますけれども、これは、やはり、先ほど申しましたように、申請時に、人役でこのくらいこの人は働くだらうという見込みで計上していただいているのですけれども、そこは事業期間中にその方がどれだけ実際にN連について働いた時間を記録しておいていただき、毎月、これくらい働いたので、この月はその時間数で人件費を払ったことがわかるフォーマットを作りますので、それを完了報告時に提出していただくことになり、その元となる業務日誌やタイムテーブルをちゃんと毎日つけていただきたいという主旨です。

現地職員については、そこまでは求めないのですけれども、現地スタッフの方は、日本人のスタッフよりも、より汎用性が高い仕事をされるというか、多岐にわたる仕事をしているケースが多いと思いますので、そこは、やはり、このスタッフについてはN連について、あらかじめ人役設定をされていますが、実際の従事時間を証明できるような、よく給与明細とかで、団体さんによっては、この仕事にこれだけ従事したとかというような記入を行うケースもあるかと思っておりますけれども、そこは、問われて説明がつくようお願いしたいというところでございます。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

では、武田さん。

●武田（ケア・インターナショナル・ジャパン 常務理事・事務局長）

ケア・インターナショナル・ジャパンの武田です。先ほどの説明ありがとうございました。会計検査が入ったということで、その対応もあって、本当にお疲れさまです。

今回の会計検査の件で、ちょっと聞きたいのですけれども、去年までの手引書の中でも会計に関しては、かなり細かく書いてありますし、完了時の外部監査も必須ということで、そのための手引きもちゃんと整備がされている。そのもとで、各NGOも対応してやってきている。それで、さらに最後に、外部の監査法人なりが、監査調査報告書を出すという形でしっかりやっている中でも、会計検査院の方々の認識、解釈、理解が異なるということなのでしょうか、その違いがどうしてあるのか、ちょっとわからないというのが1つです。

今後に向けては、外部監査も入るわけなのですが、そこに対しての手引書も少し改定されていくということになるのでしょうか、この2点に関してお聞きしたいと思います。

○今井（外務省 民間援助連携室 課長補佐）

今の御質問でございますけれども、もちろん、会計検査院の方も、NGO連携無償やJICA草の根技術協力の実地検査を行うに当たって、それぞれの手引きだとか、実施要領とか、経理処理マニュアルのようなものは、予じめしっかりと読んだ上で検査に当たっておられます。

今回、いろいろと言われた中で、特に関心が向けられたのは、これは、各団体によってもいろいろかと思っておりますけれども、同じ時期、同じ年度に複数の資金ソースの事業を行われている団体があると思っております。NGO連携無償を行われていて、かつ同時にJICAの草の根技術協力も行われていて、さらに、どこかの国際機関の委託事業も行われている。さらには、全く団体さんの自主事業を行われてと、そういった中で、人件費や資機材などをちゃんと按分されていますかというところでした。そこにつきましては、正直なところ、我々も、そこまで突っ込まれると、なかなか説明に厳しいところがありました。

やはり、各資金ソースのある程度、全くとは言わないでも、重なるところがあって、二重どりなどの状態になっていないかということについて、関心が高かったということです。そういうことを防止していかなければならないと、当然、悪気があって、二重計上などをするとすることは、なかなかやりたくてもやれないというような仕組みになっているとはいえ、ただ、実態上、正確にうまく仕切っていますかと言われると、なかなか説明が難しいところもあるのではないかと思います。それには、今後、御協力をいただきつつ、なるべくそういう指摘を言われないようにしたいということでございます。

2点目の外部監査の実施要領ですが、それは、基本的には変わりません。それをちゃんとやっていただいているという理解で、いつでも、これはちゃんと外部監査を受けていますよということを説明できる状態にあると思っておりますけれども、他方で、外部監査で済んだのだということではなくて、やはり、事業終了後、5年間は説明責任が常について回るので、証憑類を、整備をいただくのは当然として、その時、どのような経理の仕方をしていたのかというのは、説明ができるようにしておいていただきたいということをお願いした

いと思います。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

ありがとうございます。定松さん、どうぞ。

●定松（国際協力NGOセンター 事務局長）

JANICの定松です。私からは、3点簡潔に質問させていただきます。

まず、1点目、これは、先ほどの関室長の御説明で、私がひょっとすると聞き漏らしていたのかもしれないのですが、資料の最初に、平成27年度当初予算として45億円、JPF事業を含まずとあるのですが、JPF事業を含んだ場合、合計で幾らかということをお教えいただきたいと思えます。

2点目は、手引きに関する、今井さんからの御説明にあった、安全対策の徹底の1番目のところのポイントに挙げられています、贈与契約上の条件に反した場合の措置ということですが、こちらは、ペナルティー的なことをおっしゃっているのかなど、御説明を聞いて想像したのですが、具体的には、どういうことかということ、もし、追加の御説明をいただければということをお願いいたします。

最後3点目は、支援対象事業の改定というところで、緊急人道支援事業が対象から外れて、災害等復旧・復興支援事業になるということ、こちらについては、先ほど今井さんから御説明をいただいた制度的なところになじまないということの御説明は、一理あるとは思いますが、NGOの実際の活動の実情というものに照らした時に、ちょっと御検討いただきたいと思うことがあります。

例えば、具体的に例を挙げて御説明すれば、先ごろありました、ネパールの大きな地震がございましたけれども、ネパールのような国の場合、特にそうなのですが、緊急人道支援をもととは団体の目的とはせず、N連等を使って長期的な開発協力活動をしているNGOがあり、その事業地が地震で被災するというケースがございます。

そのNGOにとっては、当初から支援でかかわっているコミュニティーが被災したという場合に、何もしないというような態度をとればコミュニティーとの信頼関係を失うリスクがあります。むしろ、通常からつき合っているところが被災したわけですから、いっしょに駆けつけて支援をしなければいけない。

その結果、もともとN連やJICAの草の根技術協力に申請していたものとは違う内容の活動がそこで必要とされます。その場合、その団体がJPFに加盟していないと、財源の手当てがないという状況になってしまいます。今までは、N連の緊急人道支援枠がありましたので、それを使って支援ができたのですけれども、それができなくなってしまいます。

片やJPFの場合は、JPFに加盟した団体のみが助成対象となっており、その多くは緊急人道支援に専門性を持つ団体が、被災国の外から駆けつける形での支援が想定されています。しかし、もともとその地域で、平時から活動している団体の活動場所で被災した場合に対

応することも、実は、NGOの活動において非常に重要ですので、そこが抜け落ちてしまわないように、何らかの対策を、今後、協議、検討させていただけないかなと思います。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

定松さん、どうもありがとうございます。それでは、今の質問3点について、民間援助連携室の方からお願いします。

○今井（外務省 民間援助連携室 課長補佐）

すみません、1番目の御質問でございますけれども、当初予算が45億円ということについての御質問だったと思っておりますけれども、これは、日本NGO連携無償の本来の事業に対する額ということですが、御質問の主旨はそこにJPF事業分も含むのかということですので宜しいでしょうか。

○関（外務省 民間援助連携室長）

JPF事業分を入れますと、計65億円になります。

○今井（外務省 民間援助連携室 課長補佐）

それから、2点目のご質問につきまして、安全対策に関する贈与契約上の条件に反した場合の措置ということが、これは具体的にどんなペナルティーを考えているのかという御質問でございますけれども、これは、やはり措置というのは、ちょっと重い対応を取るといことで、よほど条項に書かれていることの遵守されない程度がひどかったという場合の措置ということで、これまでも前例はあったかなと思っておりますけれども、我々が一義的に考えるところとしましては、翌年度におけるNGO連携無償資金協力の申請を控えていただくと、そういったことになろうかなと思います。

3点目の、緊急人道支援事業の事業形態を変えるということについて、特にネパールのような大地震が起こった、現在もその復旧に取り組んでいらっしゃるNGOの方々への対応に対応できなくなるのではないかと、救いにならないのではないかとということでございますけれども、これは、ちょっと説明がうまくなかったのかもしれませんが、災害等復旧・復興支援事業なので、これは、まさに、そういった活動に使っていただけるということだと思います。あくまでも地震発生直後の最も混乱する時間軸といいますか、期間、これは、N連の制度や事務手続の性質上、すぐにお金をお渡ししたり、契約することができないので、ある程度時間を置いてからの、そこからの復旧・復興支援に対応するものだとお考え願います。お話のありましたJPFに加入されていない団体が、人道支援に取り組んでいらっしゃるということは、今でもあると思っておりますし、実際、御相談を受けていたりします。中には、以前、N連や自己資金事業で建てた施設が、かなり半壊状態になってしまったと。そのコミュニティーにおいては、その建物が公民館的な役割もあつたりするため、非常に早

い復旧が望まれるとか、そういった御相談を受けております。

まさに、災害等復旧・復興支援事業というのは、そういったステージに対応する事業形態ではないかと思っていますので、いずれにしても、御相談をどんどんしていただいて、100%御相談に乗れない場合もあるのかもしれませんが、そういった大きな災害復旧・復興支援事業の取り組みの支援になってほしいという、そういった私どもの願いを込めて、こういうふうにしたと御理解いただきたいと思います。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

どうぞ。

●定松（国際協力NGOセンター 事務局長）

最初の質問と2番目の質問に対するお答えについては了解いたしました。

3番目の点についてなのですが、私の方で説明不足だったと思うのですが、もう少し具体的に、私自身が経験した例を出して御説明しますと、私がセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでネパールに駐在していた時に、JICAの草の根技術協力事業を使って小学校教育支援をやっているところが洪水の被害に遭ったということがありまして、その際に、それは、被災した学校を復興するという形ではなくて、実際に緊急時の必要な食料とか、衣類とか、いわゆる初動活動と言われるものを支援するというのをやりました。それは、立場上、自分たちが支援しているところが、そういう場に何もしないということは、非常に対コミュニティの関係上よろしくないということでやりました。

幸いセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、ジャパン・プラットフォームに加盟していたので、ジャパン・プラットフォームに申請をしてできたわけですが、もし、これがジャパン・プラットフォームに加盟していなかった場合、現在の枠組みですと、例えば、NGO連携無償は、大体セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンぐらいの大きさの団体になりますと、大体年間これぐらいまでですというふうな形がありますので、それ以上、追加でということとは難しい。

それから、JICAの草の根技術協力事業は既にやっている、同一国で2つ目の案件を提出するということは現状できないという縛りがあるということになると、民間資金もしくは個人の寄附を災害が発生してから集めるという非常に長いプロセスをやらないと、緊急人道支援に立ち上がれないという状況が起きてしまうだろうなということがあるのですね。

ですので、これは、今回のN連の手引きの改正だけが理由で起こる問題ではないかもしれないのですが、特に緊急人道支援事業が対象から外れて、災害等復旧・復興支援事業になるというところを目にした時に、私が最初に思いついたのは、今、御説明したような状況で、では、これからNGOはどう対処したらいいのだろうかということはあるのですね。

ですので、恐らく、手引きの改正をするに際しては、そういったところまで、多分想定

して検討されていなかったのではないかと思うので、そういったことを含めた場合にどうしたらいいのかということは、引き続き何らかの形で検討なり、あるいはNGO側との協議というものを続けていただければと思いますというお願いです。

以上です。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。別途8月20日頃に説明会を開催いたしますので、また、その時にも、この話の議論ができればと思いますし、開催案内については、別途、外務省民連室から皆さんの方に御案内申し上げます。

ちょっと時間が押しておりますので、次の議題に移りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、最後の報告事項ということで、ODAを活用した企業の海外展開支援セミナー報告。まず、JICA国内事業部の小林次長から報告をしていただきます。小林次長、よろしくお願いします。

○小林（国際協力機構（JICA） 国内事業部 次長）

ありがとうございます。

配付資料の中に「ODAを活用した企業の海外展開支援セミナー」というカラー刷りのものが折り込んであると思いますので、これをご覧いただきながら、簡単にセミナーの御報告をさせていただきます。

これは、5月26日にJICAの本部で行いましたけれども、若干背景を御説明しますと、私もJICAとNGOとで協議会を、やはり同じように年に4回やらせていただいています。去年のいわゆる重点課題ということで、年間のテーマの1つとして民間連携の進展というテーマでNGOさんといろいろ議論を、情報交換等をさせていただいた経緯がございます。

まず、JICAの方で、民間連携のいろんなスキームが、最近立ち上がったたり、予算が増えたりということで、そういったことをNGOの方々に理解していただいたり、あるいは、その中でNGOさんが、どういうふうにかんできていくかというようなことの観点から、既に案件を実施しているNGOあるいは中小企業あるいは関係の商工会といった団体等にヒアリングを行いまして、そういったアンケートの結果を協議会等で分析をした結果を披露したりというようなことを去年度のJICA・NGO協議会の方でさせていただきました。

最後に、そういった分析やアンケートの結果等を踏まえて、やはり、そもそもこういった制度自体について、中小企業あるいはNGOの方にも、まだまだ知られていないというところがあると。あるいは、実際にスキームを使って参加いただいたNGOや中小企業、民間企業等からは、アンケートの結果を通じて、若干、こういう良い点があった、あるいはこういう点が課題だったというようなところのアンケートの分析結果も出ていましたことから、最後に、いわゆる皆さんというか、関心のある方に、そういった結果をもう少し広く、セ

ミナーを開催して共有しようということになりまして、それで、年度が明けてしまったのですけれども、今年の5月に、こういったセミナーを開催したという経緯がございます。

実際は、JICAとJANICさんと共催で、このセミナーを開催して、主には、JICAの方でやらせていただいている民間連携事業の御紹介を、主にNGOの方々に紹介するとともに、実際、企業とNGOが連携した案件について事例を紹介することによって、特に、今後NGOさんが、こういったスキームを使って企画を考える際の、いろんな参考にさせていただいたのではないかと考えております。

冒頭、私の方から制度の紹介を行って、その後、いろいろ分析結果あるいは連携事業の事例についての紹介を行ったということでございます。

その部分については、甲斐さんのほうから御説明いただければと思います。

●甲斐（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 海外事業部マネジャー）

ありがとうございます。

今、JICAの小林次長からおっしゃっていただきましたように、時間も押していますので、簡単にセミナーでお話しさせていただいた内容を御紹介させていただきたいと思います。

まず、NGO、NPOと企業の連携を促進するJICAさんの制度の御説明の後に、昨年、NGO/JICA協議会の中で民間連携の課題を扱ったグループで、実際、連携の実績を既に持っていらっしゃる企業さん、NGOさん、NPOさん、それから、実績はまだないのですけれども、潜在的に興味をお持ちだというNGOさんを対象に、連携の実態ですとか、今後の意向に関するアンケート調査を行わせていただきました。

その結果といいますか、内容の紹介を簡単にさせていただきました。JANICの鶴見副理事長から御報告をいただきました。

簡単にかいつまんでポイントを申し上げますと、連携実績がまだないNGOさんは、興味を持っていらっしゃるのだけれども、企業との出会いのきっかけや機会が不足していること。

それから、JICAさんの支援するスキームの認知度が興味の割に低いので、逆に認知度の向上によってスキームの活用が促進される可能性があること。

特にJICAさんのスキームの中で興味が高かったのが、BOPビジネス連携促進のスキームであること。

また、企業さんと連携する上で、実際、活動の目的ですとか、優先順位が違うことなどが課題になり得るのではないかとといったようなことがわかりました。

そういった背景もあって、実際の連携事例を紹介したり、企業さんとNGO/NPOとの出会いの場にしていただくという意図でセミナーを開催させていただき、2件、実際の連携実績を御紹介いただきました。

1つは、株式会社GRAさんと特定非営利法人ICA文化事業協会さんの2013年度のJICAの普及・実証事業として受注された、インドで日本のイチゴの栽培の技術導入を行うという事例です。資料の裏のほうに簡単な概要が書いてございます。

2件目は、富国生命総合会社さんと、特定非営利法人プラネット・ファイナンス・ジャパンさんのマイクロ保険、いわゆるBOP層と呼ばれる貧困層の方たちがアクセスできるような保険サービスの事業で、こちらは2013年度、JICAのBOPビジネス連携促進として受注されているものです。

具体的な事例を御紹介いただいたのですが、課題や大事な点として、企業さんとNGOの両者がビジョンを共有していること。役割分担などを最初から明確にして文書の形で合意しておくこと。それから、どうしても実際に事業が走り始めると、いろいろ予期せぬことが起こったりですとか、向いている方向か違ってきてしまったりということが出てきますので、定期会議などを通じて、密なコミュニケーションをとることなどが大事だということが全体的にハイライトされました。

簡単になりますが、以上、御報告させていただきました。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

甲斐さん、ありがとうございます。

今の外務省側、NGO側双方の報告について、コメント、意見等があれば、お願いします。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

岡庭審議官、お願いします。

○岡庭（外務省 国際協力局 審議官/NGO担当大使）

今のJICAとNGOの連携のスキームについてのセミナーだったと理解しましたが、企業とNGOの方々が、双方にとって意味のある連携をしていけるというのは、非常に外務省としても意味のある重要な課題だと思っております、これは、中期計画の中でも1項目入っているということです。

それで、必ずしも政府なり、JICAのスキームに基づいてやる方法以外にも、もちろん、企業とNGOの間だけで合意をしてやることも可能だと思います。

いろいろどういう契約をする必要があるのかとか、どういう連携が双方にとって利益があるのか、あるいはどういう企業が、こういう活動に関心を持っていて、どうやってそういう企業と知り合えることができるのか、いろいろ課題はあると思うのですけれども、同時に、やはり、日本を相対で見た場合に、日本が、ある意味、開発途上国で提供できる材料というのは、何も政府やNGOが持っているものだけではないと思うので、そういう民間の企業の持っている製品とか技術とか、ノウハウというものを開発途上国で役に立てることができるのであれば、単に利益という問題だけではなくて、やはり、それは開発途上国にとっても重要な意味があると思います。

どういうモデルがあるのか、これは、TICADに向けても1つの重要なケースともなり得る話なので、これは、今後、フォローアップをこの協議の場なり、タスクフォースの場なり

で追及していきたいと思っております。お願いいたします。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

審議官、ありがとうございました。審議官のコメントについて、お話しされますか。いいですか。それ以外にコメント、意見等ありますか。どうぞ。

●定松（国際協力NGOセンター 事務局長）

JANICの定松です。情報共有ですが、今、岡庭NGO担当大使からお話があったことに関連して、NGOとしても、例えば、必ずJICA、外務省が間に入るとするか、三者でなければ企業と連携できないとか、しないというふうに考えているわけではもちろんなくて、例えば、私の所属しておりますJANICが、いわゆる世話役というか、調整役になりまして、「NGOと企業の連携ネットワーク」というのがございます。こちらに加盟している企業とNGOの間で連携に関するさまざまな出会いの場を作ったり、あるいは今日発表があったのは、JICAのスキームを使った形での連携の事例発表でしたけれども、そうではない、NGOと企業が直接にやっている形での連携の事例発表とか、そういったこともやって、企業とNGO双方に対して、今、まさに岡庭審議官がおっしゃったように、双方の強みを生かすという形で、新しい形での国際協力のあり方というものを推進していこうという動きがあるということはお伝えしておきたいと思えます。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

ありがとうございます。他に、よろしいでしょうか。

では、これで2、報告事項を終了としまして、3の協議事項に入っていきたいと思えます。

協議事項は、本日1つになります。「『NGOとODAの連携に関する中期計画～協働のための5年間の方向性～』の実施・モニタリングに関する提案」になります。

まずは、NGO側から定松さん、お願いします。

●定松（国際協力NGOセンター 事務局長）

それでは、協議事項に関しての説明を私よりさせていただきます。

冒頭、岡庭審議官からの御挨拶でも言及していただきましたとおり、去る6月15日に開催されました、NGO外務省定期協議会の全体会議におきまして、NGOとODAの連携に関する中期計画が決まりました。

こちらは、10の項目にわたって今後、NGOとODAが連携していく分野が、そこに定義されているわけですが、文書の性格として、大まかな方向性を示したにすぎませんので、これを実際に実施していく場合、より具体的な目標を活動レベルに落とししていく必要がございます。そのことを外務省さんと一緒に進めていきたいという形で、今回、提案をさせていただきます。

これから、申し上げます提案というのは、これまで中期計画を策定する上で、中心的な役割を果たしてまいりました、NGOタスクフォースからの提案です。この提案に対する外務省さんのお考えを伺いたいと思います。

提案は3つございます。

まず、1つ目ですが、NGO側から、この中期計画にあります10の項目それぞれについて、年度ごとに達成すべき目標を設定し、実現可能な成果を生み出すべく、外務省、NGO双方で具体的な活動について検討する。

その際、NGO-JICA協議会で検討すべきものについては、その旨を明記した上で、適宜連携推進委員会に報告をしてもらうこととする。

これに該当するものとして、具体的には、ODA本体事業における連携の強化は、NGO-JICA協議会で既にワーキンググループを形成しております。

2つ目の提案ですが、10の項目それぞれに関心のある団体が自由に参加できるよう、NGOタスクフォースから呼びかけを行う。ただし、タスクフォースからコアとなるメンバー数名を選出し、そのうち最低1名は交代でどの項目の議論にも参加し、項目間の横の連携を図ることとする。

この提案の趣旨は、これまでは、基本的な方針の検討でしたので、タスクフォースのメンバーだけでも一応十分な検討ができたと思うのですが、これから、10の項目ごとに、個別具体的な活動ないしは目標の設定を行うことになってきますと、それぞれの項目により関心が高いあるいは知見を持つNGOさんにも入っていただくことが必要であるし、また、望ましいのではないかと思いますので、このように提案をさせていただいております。

3つ目ですが、2015年度、第2回の連携推進委員会までに、それぞれの項目について進捗状況を報告する。第2回というのは、次の連携推進委員会ということになりますので、それまでに具体的な成果を出すというのは、もちろん無理だと思うのですが、今、お話ししたようなことについて、どういったような進捗があったかということは、次の連携推進委員会で報告できるようにしたいと思いますが、いかがですかという御提案です。

以上です。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

定松さん、ありがとうございました。それでは、今の定松事務局長の発言を受けて、関室長、お願いいたします。

○関（外務省 民間援助連携室長）

NGOの皆さんと共同で作成した、NGOとODAの連携にかかわる中期計画のフォローアップにつきましても、外務省もNGOの皆様と同様、非常に高い関心を持っております。

今回、このように実施、それからモニタリングに関する御提案をいただきましたことを感謝しております。

中期計画の各項目におきまして、最近、新たな制度や取り組みが実施されるなど、中期計画が策定された時から状況が進んでいる事項もございます。また、双方の労力のことも考えますと、中期計画策定時のように、やはりNGO、外務省、JICAでタスクフォース会合もしくは類似の会合を開催して、各項目の現状を相談するとともに、中期計画においては早期に対応すべき項目を設定し、そして、そのテーマについては、別途勉強会の機会を設けるということも御提案させていただければと思います。

年度を通しての中期計画達成状況及びその後の目標設定については、例えば、翌年度の7月の連携推進委員会を見据えて、4月、6月にNGO側、外務省及びJICAで協議を行って、その結果を7月の連携推進委員会に報告するという考えられますので、そのようなことにつきましても、タスクフォース会合等で詳細を相談させていただければと思う次第です。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

ありがとうございます。今の関室長からの話に対して、では、定松さん、お願いします。

●定松（国際協力NGOセンター 事務局長）

どうもありがとうございました。

ただいま関室長からいただいた御意見も踏まえて、今後、どういうふうに進めていくか、NGO側で検討させていただければと思います。

特に、10の項目を一度に走らせるということが果たして現実的かということは、確かにあると思いますので、優先順位について合意できれば、これは5年間の計画ですので、優先的に走らせるべきものを、まず最初に取り組んでという形での対応ということは、NGO側としても考えたいと思います。

また、報告のあり方についても、こういった形での報告が、特にNGO全体に対する情報共有のあり方として適切なのかということを考えて、今後、協議させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、関室長、お願いいたします。

○関（外務省 民間援助連携室長）

これから、まさに具体的に御相談させていただければと思います。よろしく願いいたします。

●山本（ジャパン・プラットフォーム NGOユニット副代表幹事/連携推進委員）

他に、いらっしゃる方からコメント、意見等ありますか。

ないようであれば、3、協議事項は、これにて終了ということにしたいと思います。

次は、4、閉会挨拶になります。NGO側から名古屋NGOセンターの山崎さん、お願いします。

●山崎（名古屋NGOセンター 副理事長／連携推進委員）

本日は、どうもありがとうございました。

2015年の第1回を終えましたけれども、本日は、協議が1つ、それから、報告事項が5つだったのですけれども、報告の中にもさまざまな論点があったかと思います。その論点が、協議事項の中期計画にとっても密接な関係がある論点が出てきておりまして、過去1年半にわたって議論してきたことが、現実の動きの中で悩ましい問題として、個々現場で起こる問題がこうやって出てくるということで、今回はとても象徴的な形で、今後、中期計画を具体的にどのように進めていくのかというのは、単に会議をどうするかとか、進め方の問題もありましようけれども、現実には、今、どうするという問題もあわせてあるのだなということをととても感じましたので、日々起こってくるものにも対応しながら、しっかりした枠組みを作りながら長期にわたって計画を作ってきたものが、成果が出るようにということで、これからの取り組みがとても大事だと思いました。

まず、第1点のグローバルフェスタに関してですけれども、私は、名古屋から出てきたのですけれども、外務省の方がNGOに対して、出展、どうぞよろしくとおっしゃったのに対して、とてもびっくりしました。逆転しているのではないかみたいな、ことほどさように、外務省の人が、特に市民社会に向けて、国際協力に対して市民参加、市民の理解あるいは参加を推進するというをととても重要な課題と受けとめておられる1つのあらわれかと思いました。

東京のみならず、今は、ネットワークNGOが全国に8つ立ち上がっておりますので、ぜひ、首都圏の他に8つの地域でも外務省が率先して呼びかけをしていただき、市民の国際協力への理解並びに参加をぜひ推進していただきたいと思います。

それに対して、ネットワークNGOを初め、地域のNGOもとても活性化され、地域での取り組みがもっと活発になっていくものだと思います。

それから、安全対策や緊急災害に関しても話し合われましたけれども、安全第一ということで、何もしない方向に行くのか、あるいは現場にいるものが、現場ならではの把握できるという状況判断あるいは現場のニーズ把握に対して、JICAを挙げて現場主義と言ってきた中で、どうしたら原則に対して、現場の状況を織り込んだ形でよりベターな安全対策が進められるかということで、現場の声ももっと生かした形で情報交換をし、議論をしながら接点を見出していくという柔軟性が望まれるかと思います。

こうして、定期協議を持っていることの1つのメリットとして、そういった、今、どうするということに、日常的に関係性が築かれておりますので、この関係性をもっと生かして、頭ごなしにだめという形ではない形で、柔軟に取り組みれることが必要かということが、とても理解できました。

もう一点は、3番の開発資金国際会議の報告でした。NGOが主張することと、日本政府が

主張することとが少し違っておりました。

この違いというのは、とても大事で、これまでの議論の中で、Win-Winの関係で、お互い実利をとるといって意見を合わせるということに努力しようではないかというところでありましたけれども、それぞれの立場の違いを生かした形で、それぞれの役割をみいっばい国際会議の中で果たすことが日本政府並びに日本のNGOの国際社会におけるリーダーシップを高めているということが、今回の報告でとても感じられました。

そういう形で、新たなグローバルパートナーシップを構築しようという中で、日本政府も、そのリーダーシップの一端をとる、とても積極的な活動がなされているという報告と同時に、日本のNGOも精いっぱい、この機会を生かして頑張っているなということが、報告を通してわかりました。

こういった最初の出発点から意見を合わせていくということよりも、長期的な目で、それぞれの立場を生かした形で、異なる意見をそれぞれが出し合いながら、よりベターな状況に持っていくという、そういった関係、緊張ある連携、協働、パートナーシップということを、今後、どういった形で結実化させていけるかということが、今後のNGOにとっても、とても大事なポイントかなと、今回は思えるような議論ができたと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

○北川（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

外務省サイドよろしいですか。山崎さん、どうもありがとうございました。

それでは、これにて、本年度、NGO・外務省定期協議会「第1回連携推進委員会」を終了いたします。

皆様、本日は、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく申し上げます。